

## 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会〔公開議題〕

### 議事概要

- 日 時 令和7年12月18日（木）9：59～10：37
- 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室
- 出席者 宮園議員、伊藤議員（Web）、梶原議員、佐藤議員、鈴木議員、菅議員（Web）、波多野議員、光石議員  
(事務局)  
濱野事務局長、福永統括官、井上統括官、木村事務局長補、恒藤審議官、川上審議官、原審議官、橋本審議官、岩渕参事官  
宇野総理補佐官（Web）、松田内閣府審議官（Web）  
大野経産省特別顧問、前川防衛大臣科技顧問、小安文科大臣科技顧問、藤吉サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官  
文科省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 木村安全対策官  
坂西企画官、錦参事官、大川参事官

- 議題 (1) 「ヒト胚モデルの取扱いについて（中間まとめ）」を踏まえた関係指針の見直しについて  
(2) 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」について

○ 議事概要

午前9時59分 開会

○ 岩渕参事官 お時間となりましたので開始いたします。

本日は、オンラインで伊藤議員と菅議員が御出席をされております。

それでは、宮園議員より進行をよろしくお願ひいたします。

○ 宮園議員 どうもありがとうございます。

「ヒト胚モデルの取扱いについて（中間まとめ）」を踏まえた関係指針の見直しについてです。坂西企画官及び文部科学省、木村安全対策官からの報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○坂西企画官 人・くらし担当の坂西でございます。

それでは、A4横の資料を御覧ください。

CSTIの生命倫理専門調査会におきましては、昨年11月7日に報告書「ヒト胚モデルの取扱いについて（中間まとめ）」を取りまとめ、同年11月14日に開催されました木曜会合でその内容を報告させていただきました。その後、文部科学省と厚生労働省の審議会においてヒト胚モデルに関する指針の見直しが検討され、改正案が取りまとめられました。このたび、その改正案について生命倫理専門調査会において確認し、了承いただきましたので、関係省庁を代表して文部科学省からその改正案の説明をいただきます。

文部科学省、木村様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村安全対策官 それでは、説明をさせていただきます。

資料、表紙をめくりまして最初のページ、ヒト胚モデルに係る議論の経緯等を御覧ください。

近年、ヒトES細胞やヒトイPS細胞などからヒト胚に類似した構造物であるヒト胚モデルを作成する研究が行われていることを踏まえ、昨年11月に生命倫理専門調査会で報告が取りまとめられております。

右側にございます「ヒト胚モデルとは」というスライドのところを御覧ください。

ヒト胚、いわゆる受精卵等につきましては、人の生命の萌芽であるため丁寧に取り扱うことや研究で使用するとはいっても、入手は困難である側面がございます。そのヒト胚の代替といたしまして、近年、人工的に作られますiPS細胞やES細胞からヒト胚を模した構造物であるヒト胚モデルと言われるものを作る研究が行われております。このヒト胚モデルから個体産生ができるといった報告はございませんが、他方で、ヒト初期発生に類似した点がございますので、生命現象の解明等の研究上是有用であるということで用いられているものでございます。

左側に戻りまして、二つ目の白丸を御覧いただければと思いますが、生命倫理専門調査会の報告では、ヒト胚モデルはヒト胚と異なるものの、何らかの規制が必要であろう、ルールの設定が必要であろうという見解が示されております。

その具体的なルールは青の点線囲みの中を御覧ください。

①といたしまして、機関内の倫理審査委員会による審査や国への届出、②といたしまして、ヒト胎内や動物胎内へ移植をしないこと、③といたしまして、研究目的を達成するため必要範囲で最小限の培養期間を設定することなどでございます。こうした具体的なルールの内容を既存の指針に反映させる改正案を文科省、厚労省で取りまとめてきております。

次のページを御覧ください。

改正する指針は主に二つのグループがございます。

まず、上側を御覧ください。ヒトES細胞の樹立に関する指針などのES細胞の取扱いに関する指針でございます。これらの指針の中では、ヒトES細胞からヒト胚モデルを作成する研究というのは、もともと包含する内容の指針でございましたが、ヒト胚モデルという文言を使った明確なルールがございませんでしたので、生命倫理専門調査会の報告を受けまして、ルールを明確化するための指針改正案を用意してございます。

他方、下側、ヒトイPS細胞の関係でございますが、iPS細胞関連の指針につきましては、これまでヒト胚モデルの取扱いを包含しない形で指針がつくられておりましたので、指針を見直しまして、ヒト胚モデルの取扱いを明確化するという形にしております。これらの改正によりまして、ES細胞の関連指針、iPS細胞の関連指針でそれぞれヒト胚モデルの取扱いが明確化されることとなります。

続いての2枚はそれぞれの指針の第何条にこういったルールを入れ込むという内容でございますが、具体的な内容は先ほど申し立ておりでございますので、説明を割愛させていただきます。

続いて6ページを御覧ください。

ES細胞からヒト胚モデルを作成する場合とiPS細胞から作成する場合、それぞれ指針はございますが、実際にはES細胞とiPS細胞を混ぜて作成するような場合、あるいはそれぞれの研究を同時に行うような場合がございます。この場合、両方の指針が適用されることになるのですが、この場合、機関内の手続ですとか国への届出というのが二重に発生してしまうというのは余り合理的ではございませんので、指針の中にみなし規定を設けまして、両方使う場合は片方の指針に基づいて対応していただくことによって、もう片方の指針の条件も満たすという形のみなし規定を設けております。これによりまして、研究機関における過度な事務的な負担はないものと思っております。

次のページを御覧ください。

次のページも手続面で工夫をしましたということで、いわゆる経過措置でございます。特にES細胞につきましては、もともと既存の指針の中で実際に届出もいただいておりましたので、今回の改正を機に改めて届出というのをしていただく必要がないと。研究計画を今後変更する場合に変更の届出を出していただくということで、いわゆる経過措置を設けております。

最後のページを御覧ください。

ヒト胚モデルの取扱いに直結しないのですが、ES細胞の指針は他の生命科学分野の指針と比

べますと、やや改正の遅れていた部分がありますので、今回の改正を機に見直しをしております。

具体的には下側にあります①、②、③でございますが、一つはインフォームド・コンセントの取得を電子媒体で認めるというものでございます。生命科学の研究の分野では、ヒトの細胞を入手して研究する場合に、御提供者の同意を頂くインフォームド・コンセントの手続がございます。他の指針では既に電子媒体を認めておるのですが、この指針でまだ認めていなかったということで、それをこの御時勢でございますので、認める形としております。

また、ヒト受精胚を御提供いただく場合、これも他の指針では事実婚の方からの御提供を認めていますが、こここの指針では改正が遅れていたということで、今回の改正を機に認める内容としております。

参考資料として研究者向けの周知資料、既に改正を見越して周知も進めておりますので、そのチラシなどもお付けしております。

御説明は以上でございます。

○宮園議員 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○鈴木議員 内容的には御説明を事前に受けて、実施者たちが余り多大な負担を得ないような改正だと思うので、大きくは賛成です。

質問は、これは海外の指針とほぼ合っているのかどうかという点の確認です。基本的に海外ではやはり研究と民間研究がものすごく進んでいます。特に不妊の場合、それから、先天的遺伝子疾患を持った人に対して、逆に遺伝子治療を施して子供に関することが進んでいるはずだと思います。それと日本がどういう立ち位置で世界の中でどうしたらいいのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○木村安全対策官 ありがとうございます。

今回のヒト胚モデルの取扱いに関して、今国内で設定しようとしているルールは冒頭のページにあったとおりですが、この内容につきましては、国際幹細胞学会（I S S C R）が胚モデルに限らず生殖細胞やヒト胚といったものの取扱いに関してガイドラインを示しております。この胚モデルだけではなく、既存のヒト胚の取扱いなども含めまして、日本で今研究分野にお願いしている取扱いのルールにつきましては、このガイドラインに沿った形となっておりますので、国際的に協力して研究する際にも特に問題となるような状況にはないと思っております。

○鈴木議員 今の話に関連して、これは要するにヒト胚モデルでその先までは進めないという規定でしょうか。今私が申し上げたような話は完全に治療の段階を目指した研究が実は進んでいます。その点に対しては研究の進展を見ながらこちらの指針の改定などを考えていくという考え方でよろしいでしょうか。

○木村安全対策官 ありがとうございます。

今回、生命倫理専門調査会の取りまとめの中でも今後の技術の進展を踏まえて、必要があればこちらのヒト胚モデルの取扱いについて改めて検討し直すこととしております。また、実用分野との距離感という意味では、本当のヒト胚を取り扱った研究の方が更に一步先を行っていると認識しておりますが、そちらにつきましても、例えば今年の夏に生命倫理専門調査会で幹細胞由来の生殖細胞を扱った研究について指針の見直しをするようにという提言をいただいたおりまして、正にこの12月から関係省庁で議論を進めているところでございまして、そういった技術の進展に伴うアップデートというのは意識をして進めてまいりたいと考えております。

○宮園議員 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

御説明ありがとうございます。海外との関係が少し気になっておりましたが、今御説明していただいたとおりかと思います。

それでは、この後の流れといたしましては、関係省庁で関係指針の改正手続が行われることとなります。坂西企画官、文部科学省、木村安全対策官、どうもありがとうございます。

(説明者入替え)

○宮園議員 続きまして、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」についてです。

本年4月に設置いたしました「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」におきまして、手順書の内容を検討しておりました。本日はその内容につきまして、錦参事官からの報告です。

では、よろしくお願ひいたします。

○錦参事官 よろしくお願ひします。

1ページ目ですが、研究セキュリティの手順書につきましては、令和6年6月に「経済安全保障法制に関する有識者会議」で提言がまとめられまして、それに基づいて作成をしているということでございます。その提言では、オープンで自由な研究環境を確保していくためにも、それに伴うリスクに対処することが重要であって、各国はそのために研究セキュリティの取組

を推進していることが書かれています。我が国においてもそのような取組が必要であるということで、そのために、デュー・ディリジェンス、研究者などが信頼できる方であるのか、リスクがないかどうかなどを検証するというような取組が必要であるということでございます。ただ、それを実施するためのノウハウが今我が国にあるわけではありませんので、研究者や研究機関が参照するガイドライン、これを作るようになると提言があったところでございます。

これを踏まえまして、令和7年4月に有識者会議を立ち上げまして、橋本JST理事長を座長とし、宮園先生、佐藤先生にも委員として御参画いただいて、令和7年4月から会議をしてきたところでございます。

12月1日の第7回会議で一旦取りまとめを行い、座長預かりとして最終調整中でございまして、できれば年内に公表して令和8年4月から運用してまいりたいと考えているものでございます。

この手順書案の概要ですが、手順書の対象となる研究という部分ですが、これは全ての研究活動についてこの手順書に基づいた取組を求めるのではなく、その対象は限定をしているということでございます。それが「特定研究開発プログラム」というものでございまして、競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があり、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして所管府省が指定するものということでございます。競争的研究費はおよそ200のプログラムがありますが、そのうち所管府省が指定したものと「特定研究開発プログラム」と言います。そして、研究機関は所属研究者がその「特定研究開発プログラム」に応募する場合、この手順書に基づく取組を実施いただくことが必要になるという仕組みでございます。

競争的研究費のどれがそれに該当するのかということにつきましては、各省に依頼をしているところでございまして、できれば年内に取りまとめをしたいと考えているところでございます。

具体的に何をやっていただくのかがⅡの「リスクマネジメントの手順」という部分でございます。

まず資金配分機関ですが、「特定研究開発プログラム」を運営する資金配分機関はこのプログラムの運営に重要な役割を果たす者、PDですかPOのような方を想定しておりますが、こういった方を外部から委嘱するに当たりまして、その方についてデュー・ディリジェンスを行うということでございます。

②の研究機関側の方は、所属研究者がこのプログラムに応募する場合、参加する研究者全員

を対象にデュー・ディリジェンスを行っていただいて、そこで見えてきたリスクを軽減するための措置、リスク軽減措置の内容を検討していただくということでございます。措置についてはいろいろ考えられますが、例えばこの方についてはこのミーティングに入っていたかしないようになりますと、この建物には入っていただかないようになりますと、そういったそれぞれのリスクに応じた措置を考えていただくということでございます。この内容を資金配分機関の方に本来の研究提案とは別に出していただくということでございます。

③でそれを受け取った資金配分機関は、所管府省とともにその内容を確認し、必要に応じて追加の取組を研究機関の方に要請するということでございます。ここは実際には研究機関と資金配分機関の方でよくよく相談、調整をするものというように考えてございます。

その矢印の先ですが、応募が採択されたら研究機関は研究を実施するわけですが、その場合は実施することが決まったリスク軽減措置、これを実施しながら研究を実施していただくということでございます。そして、研究者を追加する場合は②の取組を改めてその人に対して実施していただくというようなことでございます。

デュー・ディリジェンスにおいて確認する事項は全部で13項目、議論の結果整理をいたしまして、学歴や、これまでどういったプロジェクト、研究所にいたのかというような研究経歴、どういった研究費を取得してきたのか、共著者のつながりなどに加えて、(9)から(12)にありますようなリストについてです。これは経済産業省の外国ユーザーリストや米国の統合スクリーニングリストというものがありますが、これに掲載されているかどうか、また、そこに掲載されている機関への所属の有無ですかといったものの情報を集めて判断していただくということでございます。

ただ、これは何か一つ当てはまっているからといって、それで全てを判断するわけではなく、総合的に判断していただくことを考えてございます。

Ⅲの「手順書違反への対応」は、意図的な虚偽申告ですか申告隠しなどがあった場合につきましては、行為の悪質性、招いた結果の重大性を踏まえて、競争的研究費への応募制限措置などを講じることを考えてございます。

今後の予定ですが、まず「特定研究開発プログラム」、どれがそれに該当するのかということについては年内を目途に整理したいと考えております、1月以降、公募を開始するということでございます。また、7年度の補正予算に内閣府に相談窓口を設置するための経費や、資金配分機関側もデュー・ディリジェンスの内容を確認するための体制が必要になってまいりますので、そのために必要な経費、これを計上させていただいております。

最後の丸ですが、これは実際に動かしてみていろいろと出てくる部分があるかと思いますので、蓄積された実例や諸外国の動向などを踏まえて、この手順書についてはこれで完成ということではなく、隨時必要に応じて改訂していくということを考えてございます。

私からは以上でございます。

○宮園議員 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

最初に私の方から。私と佐藤議員はこの有識者会議に参加しており、かなり短い間に手順書まで作成いただき、非常に迅速に対応していただいたということであります。2ページにありますとおり特定研究開発プログラムを決めて、それに対してデュー・ディリジェンスなどをを行うことについて、この丸の大きさから見て、特定研究開発プログラムはある程度限られた研究プログラムになるだろうと予想しておられると聞いておりますがその確認をさせてください。また、デュー・ディリジェンスを行うのは資金配分機関、ＪＳＴなどのいろいろな資金配分機関、研究を行う研究機関、共同研究機関も含めるという研究機関、それから、研究者と、段階的に行うというように聞いておりますのでその点を確認させてください。よろしくお願ひいたします。

○錦参事官 ありがとうございます。

「特定研究開発プログラム」につきましては、今、正に政府内で調整中であり、どれぐらいの規模感になるか、確たることは申し上げるわけにいきませんが、それほど多くの数にはならないのではないかなどというような見通しを持ってございます。

また、デュー・ディリジェンスの実施の部分ですが、まず、研究者の方が必要な情報を自己申告という形で研究機関の方に提出する。それを受け取った研究機関、また、共同研究機関がある場合はそちらもですが、そこがその情報やそれ以外の様々な情報を使ってデュー・ディリジェンスを行うということでございます。それを資金配分機関の方に提出し、それを受け取った資金配分機関側もその内容を確認をするというような形で複層的に行うというもので、御指摘のとおりでございます。

○宮園議員 光石議員、お願ひいたします。

○光石議員 実際に運用することを考えますと、例えば、最後のページの研究機関、④のところで、次の点を見て判断するということですが、共著者を見たときにリストに入っていなければいいのでしょうか、それとももう少し過去の経歴といったところまで踏み込んで見るのかと

いうところはどう扱うのかといった点、それから、意図的な虚偽申告や申告隠しといったペナルティは大学が課すのか研究費配分機関が課すのか、どこが課すのでしょうか。また、単一のところだけではなくて総合的に判断ということですが、この「総合的に判断」は良さそうに聞こえて何とでも運用できますので場合によっては困ることも起こるのではないかということも懸念されます。総合的にどのように判断するのでしょうか。

2ページ目で下の方に書いてあります内閣官房国家安全保障局、内閣府政策統括官、それから、CSTIの事務局とも連携して確認するというようになっていますが、これは既にもう結構進んでいるのでしょうか、これからそういうところが協働するということになるのでしょうか。

以上です。

○錦参事官 ペナルティにつきましては、資金配分機関がその状況などを確認して課すということで考えておりますが、具体的には、これは各省申合せで指針というものを作成しておりますので、その中で整理をしていきたいというように考えております。

あと、集めた情報を総合的に勘案するということですが、これは正に先ほど申し上げましたが、どの項目に当たるかリスクが高いのか、低いのか、なかなか一概に申し上げることが難しいところでございまして、正に総合的に判断ということになりますが、というのも競争的研究費のそれぞれのプログラムの性質も様々だと思いますし、研究機関が置かれている状況ですとか、研究の分野ですとか、そういったものもまちまちだと思いますので、何か一律にこれがどうであればこういう判断をしなさいということを申し上げることができないので、正に集めていただいた情報を基にそれが置かれている状況などを勘案して、リスクを判断していただくということに尽きるのかなというように考えているところでございます。

あと、最後の御質問のこれは「特定研究開発プログラム」の指定の部分で内閣官房等の関与がどうなのかという部分だと思いますが、これはまず各府省にどのプログラムを指定するのか、しないのかというのを考えていただいて、お出しitだとと。それを預かりました内閣官房、内閣府が横並びなどを見ながら調整していくということでございまして、正にこれは年内に整理したいと考えておりますので、今その作業というか、そういったことを進めているというような状況でございます。

○光石議員 共著者はリストに入っているなければいいのか、もう少し踏み込んでチェックする必要があるのかというところはいかがでしょうか。リストというのは、いわゆる経産省の外国ユーチューバーリストや米国の統合スクリーニングリストでしょうか。

○錦参事官 これは（11）にあります、リスト掲載機関に所属する研究者と共に著者關係にあるかどうかというのを基本的にはお調べいただくというようなところでございます。

○光石議員 そうすると、まずはリストで入っていなければ良いということでしょうか。

○錦参事官 なかなか良いというのは申し上げにくいのですが、まずお調べいただく観点としては今申し上げたとおりでございます。

○光石議員 ありがとうございます。

○宮園議員 他はいかがでしょうか。

佐藤議員、宜しくお願ひします。

○佐藤議員 ありがとうございます。

長いこといろいろ議論させていただきまして、ありがとうございます。幾つか今後の話として申し上げておきたいと思っていることがあります。一つ目はどういうプロジェクトが出てくるのかということは正にこれから話ということだと思いますし、実務的に落としていくと、具体的なケースの中で様々なインプリケーション、例えば研究機関あるいは資金配分機関がどのような形でもって研究セキュリティを守れるのか、あるいは守り切れないのかということなどが出てくるのではないか、と思います。飽くまでも今のこの手順書は基本的にベストエフォートベースで出来上がっているものなので、一つのお願いは、これからユースケースが出てきた中にいろいろなインプリケーションの新しいものが出てくる、あるいはもう少し具体的な手順が必要なものが出てくると思いますので、それを一つのケースとして集積して、必要に応じてこの手順書の中に訂正していくというプロセスをあらかじめ前提にしておく必要があるのではないかと思います。それをどのような形でやるのかはある程度イメージしてスタートすべきではないかということです。

それから、二つ目は光石議員の発言にもありましたように、議論の中でも非常に曖昧だったのはペナルティの問題だと思います。これも余りぎちぎちにやるとみんな委縮してしまうというのは当然そのとおりだと思いますが、ただ、組織の運営として考えると、誰が責任を持つのかというのが実は非常に重要な問題で、これは研究機関も資金配分機関も同等にペナルティの問題というのは重要な課題だろうと思います。特定領域の国際共同研究というのはどういうものが出てくるか、例えばかなりデュアルユース的なものも含まれてくることは見えているので、責任の在り方ということをどこに置くべきかは、この手順書で全部決めることができないことは当然ですが、いろいろなケースを積み重ねながら、もう一回しっかり議論していくべきではないかと思います。

例えばサイバーアタックに対する防御も随分議論させていただきましたが、そこまで研究機関とか資金配分機関に負わせるのは無理だと思います。ただ、今申し上げたようなデュアルユースや、かなりそちら側に寄ったような研究プロジェクトだった場合は、もう少し突っ込んだサイバーセキュリティに対する対応など、案件によっては必要になってくるというものもあるのかもしれない。そういうケースを積み重ねながらペナルティやセキュリティの問題をプラスアップしていくことが大変大事だと思いますので、それも是非継続的に強化していただきたいというお願いでございます。ありがとうございます。

○宮園議員 どうもありがとうございます。

では、鈴木議員、どうぞ。

○鈴木議員 内容は要するに特定研究開発プログラムの中に入ったものに関して、そのエンターする機関と個人をしっかりとスクリーニングしていくことなのでいいと思います。

実際にこれが動き出した後、研究セキュリティ全体を考えると、今の佐藤議員のお話にも通じますが、データの持ち出しをどうやって防ぐかというところ、これは機関側と個人側両方に徹底しなくてはならないので、現状大企業は皆個人のPCは空っぽなんです。データを落とすとかそのようなことは全部ログに取られるし、逆に言うとできないようになっていたりする。実はここまで本当はこの領域は踏み込まないといけないだろうと思っており、そのようなシステムを入れていないとやはり外すなど。ですから、逆にそのようなシステムを入れる費用を誰かが捻出する、どこかが負担するとしないとまずいんじゃないかなというのがセキュリティ全体を考えたときに思っていることでございます。これはもう追加というか、少し考えてもらった方がいいように思っております。

○宮園議員 ありがとうございます。

それでは、オンラインから、菅議員から手が挙がっていますので、よろしくお願ひいたします。

○菅議員 ありがとうございます。

研究のPD、POの件に関してはこのとおりにできると思いますし、研究機関に所属する代表となる研究者についても同じようにできると思いますが、さらに難しいのはその下にいる、実際に手を動かす人たちの研究者のデュー・ディリジェンスをどうするかというのは非常に難しい問題だと思っています。たとえそこでデュー・ディリジェンスをしていても、その研究室の中でこのプログラムに入らなくてもやはり研究室というのは皆さんでディスカッションして情報が交差するので、そのときにその中に入っている人たちが全員デュー・ディリジェンスを受

けなくてはいけないのか、直接関わっていない人たちも受けなくてはいけないのか、その辺のなかなか線引きが難しい、ファイアウォールをどう立てるかというのはすごく難しいと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○錦参事官 ありがとうございます。

この手順書におきましては、「特定研究開発プログラム」により行う研究に参画する研究者についてデュー・ディリジェンスを行っていただくというようにしております。ただ、実際にプログラムには関わっていないが、何らかの形でこの情報に接することができる研究者ですとかそれ以外の方々については、この手順書では直接書いておりませんが、当然各研究機関でその辺りは意識を持って対応していただくことが必要なのではないかと考えております。

○菅議員 なるほど。ただし、意識だけで解決できるかどうかというのは非常に難しいところかと思いますが、どうやってファイアウォールを置くかということがすごく重要なになってくると思います。

○錦参事官 仕切りとしては今申し上げたとおりですが、この手順書ができましたので、そういった方々も研究機関の御判断でこの手順書のノウハウを使いながら、必要な範囲で対応していくということが重要ではないかなと思っております。

○宮園議員 私もこの委員会に出ておりまして、特定研究開発プログラムを指定すると研究機関では学生やその他研究員を含めて研究参画者となった方にはしっかりと評価を行うというよう規定しておりますので、その辺りはやはり大学でも分けて参加していただくということをお願いすることになるのではないかと思います。

大野先生、どうぞ。

○大野経産省特別顧問 非常に重要な手順書をつくっていただいて、どうもありがとうございます。大学で実際に実施しようとしたときには、既に御議論があったように研究室の在り方をどうするのか、その間のファイアウォールをどうするのかということがすぐに課題になると思いますので、是非モデルケースのようなものをつくり、鈴木議員がおっしゃったように費用も発生しますので、それらをどの程度整備するとこれに合致するのかということを見せていただくと非常にやりやすくなると思います。

もう一点、関連して、概念の整理を御議論していただくといいと思っています。これは例えば大学内で説明するときに、成果の公開を前提とする競争的研究費の中の一部だという説明をするわけですので、公開する前提なわけです。公開した後、何をセキュリティとして守ろうとしているのか、そういうところも丁寧に説明して納得性を高めていくっていただくことが必要か

と思います。よろしくお願ひします。

○宮園議員 小安先生、どうぞ。

○小安文科大臣科技顧問 ありがとうございます。

私自身もこの件については問われることが多いですが、なかなか明確に答えられません。特に既存の大規模な国際共同研究を行っている人たちからは、このプログラムが開始したときにこれまでの協力関係をどうするべきかということをよく聞かれます。そのような問い合わせについてFAQのようなもので具体的な例を示していただかないと、現場は大変混乱すると思います。本当にどこまで厳密に確認するべきか、それぞれの機関の御判断だということになると、現場は非常に困惑するので、是非明確に示していただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、セキュリティということで説明をいただきましたが、例えばクラウド上の生成AIの利用に関して、ISMAPの認証というのが国研に課されていますが、大学には課されていません。大学と国研で共同研究をしているときにその違い、情報のセキュリティをどのように設定すべきかという問題が生じています。セキュリティの基準が大学と国研で統一されていない状況を、今後どうしていくのか、何か方向性があるようでしたら是非教えていただきたいと思います。

○錦参事官 後者の点につきましては、正に先日の国研協からの要望の中でもいただいたおりましたので、我々もお預かりしましたので、関係機関にどのような形でその話をするのかも含めて考えていきたいと思います。

○宮園議員 ほか、よろしいでしょうか。

いろいろな御意見をいただきありがとうございます。恐らくまだ特定研究開発プログラムを指定した上で、これからいろいろと皆様の御意見を聞きながら改めるところについてはまた議論を進めていくということになるかと思いますが、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

手順書につきましては、年内の公表を予定しているということあります。錦参事官、どうもありがとうございました。

○岩渕参事官 木曜会合の公開議題は以上となります。

午前10時37分 閉会